

# 東大和市分別収集計画

## 第八期

平成28年6月

東大和市

# 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

# 東大和市分別収集計画

平成28年6月10日

## 1 計画策定の意義

資源循環型社会を築いていくためには、環境負荷を低減するため、経済合理性から、環境合理性へと価値観を変え、市民一人ひとりがライフスタイルの見直しに努めることが求められ、市民、事業者、行政が一体となり、それぞれが役割分担を認識した上で、廃棄物の減量等を推進していくことが極めて重要となってくる。

このような中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「法」という。）第8条第1項に基づき、一般廃棄物のうちの容器包装廃棄物について、分別収集することを目的に本計画を策定し、資源の有効利用など具体的な推進方策を明らかにするとともに、拡大生産者責任の考え方に基づき、関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

本計画の推進により、最終処分場の延命化を図るとともに、資源循環型社会の形成に努めるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 廃棄物の適正分別を促し、効率的な収集・処理体制を確立する。
- (2) 最終処分場の適正利用と延命化に努める。
- (3) 廃棄物の排出抑制等を基本に、地域社会づくりを目指す。
- (4) 資源再利用の啓発・普及に努め、ごみ問題に対する理解と協力を求めるとともに、市民・事業者・行政が一体となった廃棄物の減量化等に取り組む。
- (5) 拡大生産者責任の考え方に基づく事業を展開する。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5か年計画とし、3年ごとに見直す。

#### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙パック、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

当市から排出される各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表1のとおりである。

表1 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位：t)

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	4,056	4,009	3,968	3,956	3,932

【参考】品目別の排出量内訳

(単位：t)

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
スチール製容器	100	99	97	97	97
アルミ製容器	118	116	114	114	114
ガラス製容器（無色）	307	302	297	298	297
ガラス製容器（茶色）	153	150	147	148	147
ガラス製容器（その他）	141	138	136	136	136
紙パック	6	6	6	6	6
段ボール	601	599	597	594	586
紙製容器包装（上記品目を除く。）	1,412	1,407	1,402	1,395	1,378
ペットボトル	222	220	221	223	228
その他のプラスチック製容器包装	995	971	950	945	941
白色トレイ	1	1	1	1	1
合計	4,056	4,009	3,968	3,956	3,932

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための 方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

市民・事業者の理解と協力のもと、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策は、次のとおりとする。

### (1) 意識啓発

- ① 市報、市のホームページ、広報紙等を用いた市民に身近な啓発の実施
- ② 廃棄物処理の現状認識を深めるための廃棄物処理施設の見学会等の実施
- ③ 自治会等、地域への出前講座（説明会）の充実

### (2) 廃棄物減量等の推進

- ① 家庭廃棄物有料化による減量効果の周知及び更なる減量の推進
- ② 事業系一般廃棄物の自己処理推進
- ③ マイバック運動の推進
- ④ 拡大生産者責任の確立に向けた、東京都・近隣自治体等との連携

### (3) 環境学習の充実

- ① 学校や地域社会において、廃棄物減量や分別排出等の環境学習を行い、環境・ごみ問題に対する意識を高める。
- ② 子どもから大人まで関心が持てるイベント等を開催し、多くの市民へごみ問題について関心を抱いてもらう。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類 及び当該容装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装廃棄物の種類を表2左欄のように定め、収集に係る分別の区分を同表2右欄のように定める。

表2 分別収集する容器包装廃棄物

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主として鋼製の容器	缶	
主としてアルミニウム製の容器		
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		紙パック
主としてダンボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		紙パック、段ボール以外の紙製容器包装 ※
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色トレイ
		ペットボトル・白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

※紙パック及びダンボール以外の紙製容器包装を、紙製容器包装以外のリサイクル可能な紙類と一緒に収集するために、雑紙として分別の区分を設けている。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物  
 ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める  
 物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

表3 特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み

(単位：t)

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
主としてスチール製の容器	96	94	93	93	93
主としてアルミ製の容器	116	114	112	112	112
無色のガラス製の容器	295	289	284	285	285
茶色のガラス製の容器	147	144	141	142	141
その他のガラス製の容器	128	126	124	124	124
主として紙製の容器であって 飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが 利用されているものを除く。)	6	6	4	4	4
主として段ボール製の容器	604	602	600	597	589
主としてポリエチレンテレフタレート (PET)製の容器であって飲料 又はしょうゆを充てんする ためのもの	218	212	208	207	207
主としてプラスチック製の 容器包装であって上記以外 のもの	926	902	881	877	874
(うち白色トレイ)	1	1	1	1	1

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{容器包装算定対象廃棄物量} \times \text{今後の各品目の廃棄物排出量に対する割合}$$

※ここでいう「容器包装算定対象廃棄物量」とは、各年度における予想廃棄物排出総量のことであり、「今後の各品目の廃棄物排出量に対する割合」とは、直近収集状況から見た推計の割合のことであり、以下の表にまとめる。ただし、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装の排出量については、平成31年4月からの稼働予定の（仮称）3市共同資源物処理施設に係る（仮称）3市共同資源物処理施設整備実施計画（平成28年2月策定）に基づく排出量から割合を算出した。

### 【参考】容器包装算定廃棄物量

（単位：t）

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装算定廃棄物量	21,415	21,344	21,262	21,167	20,899

### 【参考】今後の各品目の廃棄物排出量に対する割合

（単位：%）

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
スチール製容器	0.45	0.44	0.43	0.43	0.43
アルミ製容器	0.54	0.53	0.52	0.52	0.52
※ガラス製容器（全体）	2.66	2.61	2.56	2.57	2.57
紙パック	0.03	0.03	0.02	0.02	0.02
段ボール	2.82	2.81	2.80	2.79	2.75
ペットボトル	1.02	0.99	0.97	0.97	0.97
その他のプラスチック製容器包装	4.32	4.21	4.11	4.09	4.08
白色トレイ	0.1	1.1	2.1	3.1	4.1

※ガラス製容器については、全体の割合を乗じた後、さらに各色の比率（26年度実績）を乗じて算出している。（無色：49.4%、茶色：24.5%、その他：21.5%）



## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を維持した中で実施することとし、現在、自治会や市民団体により実施されている集団回収活動については、引き続き、当該団体において分別収集等を実施することとする。

表4 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階(注1)	備考	
缶	スチール	缶	ステーション	市 または 民間事業者	集団回収 も並行し て実施	
	アルミ					
びん	無色ガラス	びん	ステーション			
	茶色ガラス					
	その他のガラス					
紙類	紙パック	紙 パ ッ ク	抛 点			
	段ボール	段 ボ ー ル	ステーション			民間事業者
	紙製容器包装	雑 紙				
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	ステーション			民間事業者 (施設稼働後一部事務組合)
	その他のプラスチック製容器包装	その他のプラスチック製容器包装	戸別収集			民間事業者 (施設稼働後一部事務組合)
	白色トレイ	白色トレイ	抛 点	市 または 民間事業者		

(注1)：平成29年4月以降、当市の選別・保管施設に、一部事務組合が管理・運営する(仮称)3市共同資源物処理施設の建設が始まるため、一部品目について選別・保管等の実施主体が未定であることから、変更の可能性がある。

なお、(仮称)3市共同資源物処理施設は、平成31年4月からの稼働を予定しており、ペットボトル及びその他のプラスチック製容器包装の2品目を処理する予定である。

## 1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

### (法第8条第2項第6号)

平成29年4月以降、当市の間処理施設の場所に、一部事務組合が管理・運営する（仮称）3市共同資源物処理施設の建設が始まるため、一部品目の中間処理について未確定であり、平成31年4月までは市または民間事業者により実施予定である。

なお、一部事務組合が管理・運営する（仮称）3市共同資源物処理施設は、平成31年4月からの稼動を予定しており、ペットボトル及びその他のプラスチック製容器包装の2品目を処理する予定である。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収 集 容 器	中 間 処 理
缶	スチール	缶	コ ン テ ナ	市 ま た は 民 間 事 業 者
	アルミ			
び ん	無色ガラス	び ん	折畳式コンテナ	
	茶色ガラス			
	その他のガラス			
紙	紙パック	紙 パ ッ ク	コ ン テ ナ	
	段ボール	段 ボ ー ル	紐または紙袋	
	紙製容器包装	雑 紙		
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル	透明または半透明 のビニール袋	民 間 業 者 (新施設稼動後一部事務組合)
	その他のプラスチック	その他のプラス チック製容器包装	指 定 収 集 袋	民 間 業 者 (新施設稼動後一部事務組合)
	白 色 ト レ イ	白 色 ト レ イ	コ ン テ ナ	市 ま た は 民 間 事 業 者

## 1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し 重要な事項

- ・ 拡大生産者責任の考え方を踏まえ、資源物拠点回収の在り方を検討し、民間におけるリサイクルを推進する。
- ・ 家庭系廃棄物の有料化及び戸別収集の導入後の排出量の動向を注視し、適切な施策を検討する。
- ・ 集団回収事業の拡大を見込み、報償金及び取扱い品目について検討する。
- ・ 廃棄物減量等推進員制度を有効に活用し、地域の「ごみアドバイザー」の育成に努める。
- ・ 廃棄物減量等、市民意識の改革に努める。